

議案第 5 1 号

山都町税等の減免に関する条例の一部改正について

山都町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 6 月 9 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置に対する国の財政支援が、令和 4 年度についても前年度と同様に継続されることから、令和 4 年度における減免の実施に当たり、山都町税等の減免に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

山都町税等の減免に関する条例（平成17年山都町条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第4項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

山都町税等の減免に関する条例(平成17年条例第50号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</p> <p>4 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第8条において準用する第2条から第6条までに規定する要件を満たすものとして、第8条の規定を適用する。</p> <p>(1)～(2) 略</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</p> <p>4 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第8条において準用する第2条から第6条までに規定する要件を満たすものとして、第8条の規定を適用する。</p> <p>(1)～(2) 略</p>